



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(法務・厚生労働八)

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三〇)

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令 (経済産業八七)

〔告 示〕

○内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十九年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件
(内閣官房・内閣府・復興庁一)

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件 (経済産業二七二)

三

三

三

一

○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件 (同二七三)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十九年第二・四半期予算使用の状況 (内閣)
平成二十九年第二・四半期国庫の状況 (同)

国家試験

CBTによる平成二十九年度ITパスポート試験合格者 (経済産業省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

裁判所

二九

二六

二七

三三

三七

三六

三五

省 令

○法務省令第八号
厚生労働省令第八号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八号第二項第六号及び第九号第二号(同法第十一号第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月六日

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法^法務省令第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

		改正後		改正前									
<p>別表第一 一～五（略） 六 その他（四職種七作業）</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">溶接</td> <td>手溶接</td> <td rowspan="2">溶接技能評価試験</td> <td rowspan="2">試験実施者</td> </tr> <tr> <td>半自動溶接</td> </tr> </table>	溶接	手溶接	溶接技能評価試験	試験実施者	半自動溶接	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">溶接</td> <td>手溶接</td> <td rowspan="2">溶接技能評価試験</td> <td rowspan="2">試験実施者</td> </tr> <tr> <td>半自動溶接</td> </tr> </table>	溶接	手溶接	溶接技能評価試験	試験実施者	半自動溶接
溶接	手溶接	溶接技能評価試験		試験実施者									
	半自動溶接												
溶接	手溶接	溶接技能評価試験	試験実施者										
	半自動溶接												
<p>七（略） 別表第二 一～五（略） 六 機械・金属関係（十五職種二十九作業）</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">機械加工</td> <td>普通旋盤作業</td> <td rowspan="4">試験実施者</td> </tr> <tr> <td>数値制御旋盤作業</td> </tr> <tr> <td>フライス盤作業</td> </tr> <tr> <td>マシンングセンタ作業</td> </tr> </table>	機械加工	普通旋盤作業	試験実施者	数値制御旋盤作業	フライス盤作業	マシンングセンタ作業	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">機械加工</td> <td>旋盤作業</td> <td rowspan="2">試験実施者</td> </tr> <tr> <td>フライス盤作業</td> </tr> </table>	機械加工	旋盤作業	試験実施者	フライス盤作業
機械加工	普通旋盤作業	試験実施者											
	数値制御旋盤作業												
	フライス盤作業												
	マシンングセンタ作業												
機械加工	旋盤作業	試験実施者											
	フライス盤作業												
<p>七・八（略）</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">機械加工</td> <td>普通旋盤作業</td> <td rowspan="4">試験実施者</td> </tr> <tr> <td>数値制御旋盤作業</td> </tr> <tr> <td>フライス盤作業</td> </tr> <tr> <td>マシンングセンタ作業</td> </tr> </table>	機械加工	普通旋盤作業	試験実施者	数値制御旋盤作業	フライス盤作業	マシンングセンタ作業	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">機械加工</td> <td>旋盤作業</td> <td rowspan="2">試験実施者</td> </tr> <tr> <td>フライス盤作業</td> </tr> </table>	機械加工	旋盤作業	試験実施者	フライス盤作業
機械加工	普通旋盤作業	試験実施者											
	数値制御旋盤作業												
	フライス盤作業												
	マシンングセンタ作業												
機械加工	旋盤作業	試験実施者											
	フライス盤作業												

この省令は、公布の日から施行する。
附 則